

## 審査の結果の要旨

氏名 齊藤佳史

市民革命以後のフランス資本主義の展開についての研究史は、その停滞と遅滞を強調する伝統的な見解から、フランス独自の発展の在り方を明らかにしようとする修正主義へと転換を見せている。そのなかで経済成長に向けた企業の生産活動の合理性と革新性が強調され、さらに企業の生産力と産業福利の相関が指摘されたことを踏まえ、本論文は、フランス資本主義の発展の独自性を「生産拡大と福祉拡充の両立」への志向性から把握することを試みている。論文は、次のように構成されている。

### 序章 問題の所在

#### 第1章 1841年児童労働法をめぐる生産と福祉

#### 第2章 アルザス地方におけるパテルナリズムの成立と展開

#### 第3章 ル・プレエ学派のパトロナージュ論と社会改革

#### 第4章 第三共和政におけるパテルナリズムの社会的位置

#### 第5章 労働局の設置と活動

#### 第6章 世紀転換期における労災問題の展開

### 終章 総括

序章では、以上のような課題に、次の2つの視角から接近すると述べている。すなわち、第一に、市場経済原理が、非市場的調整との関係の中でどのように位置づけられたのかということである。第二に、生産・福祉の展開をめぐる産業界と国家との間の関係である。対象時期は、ナポレオン戦争終了後から第一次大戦前までとなるが、社会問題が七月王政期と第三共和政期という2つの時期に高まりを見せたことから、第三共和政期以前と以後に大きく2つに区分されることとなる。第1章と第2章は、アルザスの綿業企業に焦点を当てて前半の時期、第3章はル・プレエ学派のパトロナージュ論の分析を通じて前半の時期と後半の時期との関係を扱い、4章以下は、主として第三共和政期を対象としている。

第1章では、1841年に成立した児童労働法の特に成立過程を対象とし、提案主体であるアルザスの使用者団体であるミュルーズ工業協会(SIM)と議会内部で成立に主要な役割を果たした社会カトリシズムとの間の、児童労働規制を支えた理念の共通点と相違点を検討することを通じて、国家と産業との関係が如何なるものであったのか、「生産」と「福祉」がどのように結びつけられていたのかが分析される。両者とも労働者のモラル化を求めていることでは共通していたが、社会カトリシズムは、工業化を抑制し、農村社会を復興しようとする立場から法案成立を推進した。そこには、イギリス経済学を批判し、ポリティカル・エコノミーに対置された「社会的経済」という理念も反映されていた。それに対し、SIMは、パターナルな企業秩序を確立し、不況期の生産過剰を防止する競争規制策として1841年法を提起したのであった。また、確かに市場経済原理に批判的な側面を持っていたが、あくまで工業化を推進し、パテルナリズムを展開することで「生産」と「福祉」の両立を実現しようとする脈絡の中でのことであった。

第2章では、1841年児童労働法成立の背景にあったアルザス地方のパテルナリズムが、地域社会における伝統的規範(モラル・エコノミー)とどのような関係にあったかを検討している。アルザスの綿工業企業家は、ミュルーズ都市共和国以来の地域における支配階層であり、19世紀においては、その伝統は国家から自立を志向することや行政当局との対抗関係につながっていた。彼らは、労働者住宅、消費協同組合、共済組合など様々な福利事業を展開した。それらは、地域社会における生存保障を積極的に担う点で、地域社会におけるモラル・エコノミー的規範に対応するものであった。しかし、そうした福利事業は、労働力の再生産を企業組織に依存させ、「工場の規律」を地域社会に浸透させる機能も有していた。したがって、パテルナリズムには、労働者の自律的世界を突き崩していくという点で、モラル・エコノミーとの間に断絶面も見られた。

第3章では、ル・プレエとその後継者としてのシェイソンに焦点を当て、七月王政期と第三共和政期のそれぞれの時期の社会問題に対応した社会改革論としてのパトロナージュ論の間の歴史的位相の差を明らかにするとともに、そのようなパトロナージュ論と経営管理技術としての産業福利事業との間の重なり合いについて検討している。ル・プレエは、社会カトリシズムの「社会的経済」を思想的に継承し、社会問題としての大衆的貧困の原因をイギリス由来の経済的自由主義や工場体制に求めた。その解決策が、パトロナージュであった。それを通じて雇主は、聖職者・為政者ととも社会的権威を分かち持ち、労働者及びその家庭をモラル化しつつ、彼らの生存維持を目指すべきであると主張した。また、労働者の生活の安定化は、一つには農業を兼業することによって実現すると考えていた。しかし、ル・プレエの主導の下で実現した1867年のパリ万博の新褒賞部門は、産業福利事業がパトロナージュの実践として社会的に脚光を浴びる場となったが、現実のパテルナリズムは、既に労働者の「土地からの全面的離脱」を前提とする工業発展を前提としていた。第三共和政期のシェイソンのパトロナージュ論は、市場経済原理への批判的視点や労働者の生存保障の重視など

の点でル・プレエの思想を継承しつつも、純粋な工業労働者の存在が前提となっており、労働者階級の組織化を背景に、労使協調体制の再構築を目指すものであった。また、「社会的技師」概念を通じて近代的工場制度や科学技術に立脚した労働者統合を図ると共に、協同組合の組織化に見るように、パトロナージュとアソシアシオン原理の融合も意図していた。

第4章では、第三共和政期におけるパテルナリズムの社会的位置について、産業革命期のそれとの比較、ロレーヌ地方の製鉄業（ポン＝タ＝ムソン製鉄・鑄造株式会社 [PAM]）を例とした生産現場と社会改革運動での具体的な展開の分析、連帯主義との関係という3つの観点から分析している。すなわち、第三共和政期のパテルナリズムは、人口成長の低迷が顕著となる中で労働力調達を安定化し、労働者階級の組織化が進む状況に対して労使協調体制の再構築と共和政の擁護を目指し、国家介入の進展に対抗して、企業＝産業界を拠点とする中間団体の再編や、企業の公共性の確立を求めるものであった。実例として取り上げた PAM では、1905 年のストライキ以後、雇주가「家長」として労働者の生存および雇用の保障を積極的に打ち出し、連帯厚生事業諮問委員会の設置など様々な福利事業を展開していた。労働者との「連帯」を目指すこれらの活動は、機械化など資本集約的な生産拡大を目指す経営戦略と結びついていた。一方、第三共和政期には、1889 年のパリ万博での社会経済展覧会の開催やそれを契機とする社会博物館の成立に見るように、労働・社会政策思想としての連帯主義が台頭していた。連帯主義は、「権利における価値の平等」を前提として相互の義務を強調するのに対し、パトロナージュ論は、雇主の優越性に基づく労働者保護の義務を訴えていたのであるが、労働者の生存保障を担う共済組織の役割を重視していたことや、アソシアシオン原理に媒介される社会秩序を求めていたこと、経済的自由放任主義と社会主義双方に対抗しようとしていたことで共通していた。それゆえ、社会博物館の活動あるいは「社会的経済」の概念は、PAM にも見られたような連帯主義とパトロナージュ論との接近を促すこととなった。

第5章では、1891年に設立された労働局に焦点を当て、国家と産業との関係に留意しつつ、次の3つの側面からそれによる国家介入の歴史的な位置づけを試みている。すなわち、19世紀末葉に進展した国家介入の理論的な根拠づけ、それが推進した科学研究と経済近代化の結びつき、そして1906年に制定された週休法の運用過程である。労働局は、社会・経済状況の正確な把握を目的として設立され、様々な調査活動を展開し、第三共和政期の労働・社会立法に直接的・間接的に関与した。そこでは国家介入は、国民の生存を保障する「道徳的規範の万人」としての役割のみならず、連帯主義の影響の下、社会の異質な要素の連帯を実現する主体として理由づけられていた。それに対し、パトロナージュ論を代表するシェイソンは、個人的努力では困難な統計調査を行う限りで、その国家介入を容認していたのに過ぎなかった。また、労働局は、労働科学、特に労働生理学の発展と結びつき、これを国家の社会運営の新しい根拠づけとしていった。労働生理学が、労働時間短縮による生産性上昇の可能性を示し、労働疲労軽減の観点から新型機械の導入を推奨したように、科学に基づく社会問題の解

決策、階級調和の道筋の提示がなされたのである。しかし、このような週休＝労働時間短縮による生産性上昇という経済近代化の論理が週休法の成立を支えたのだが、シェイソン等がそれを推進したのは、労働者の身体的疲労の回復や労働者家庭の再建の必要性からだけであった。シェイソン自身は、なお近代化抑制論を脱していなかったのである。さらに現実の適用過程でも、鉄鋼業界では労働時間短縮に対する反対が強く、結局、法規制は骨抜きにされてしまった。しかし、労働局の打ち出した、科学に基づく経済近代化は、戦間期以降には国家介入の正当化を支える論理となっていく。

第6章では、国家と産業界の関係を、次の3点に着目して労災問題を対象として検討している。すなわち、1898年労災補償法の議会審議過程、労災防止問題、社会改革をめぐる思想潮流である。1898年法は、労災事故の原因を「個人の過失」に求める市民法的な解釈を転換し、無過失責任原則を導入すると同時に、雇主の有限責任の原則を取り入れ、定率填補制を採用した。それにより、賠償額の正確な算定や保険を通じた危険の予測と分散が可能となった。また、フランス鉄鋼業協会は、相互保険組合金庫を設立し、国家管理型強制保険の導入回避を目指していた。このように定率填補制と任意保険制を採用することによってはじめて、1898年法を産業界が積極的に受容するところとなったのである。労災防止問題については、1890年代後半より労働監督局を通じた国家介入の強化が進んだ。それゆえ、フランス労災事故防止協会の下部組織における会員の間では、労働監督局に対する反発が強まっていた。しかし、専門技術官僚から構成される職能集団としての自負をもつ監督局は、企業家との緊張関係が高まっていたにもかかわらず、労働者側との連携を求めなかった。思想潮流を見ると、連帯主義（L.ブルジョワ）は、労災補償問題を社会的リスクに対して集団的保険を組織化する一大契機とみなすと同時に、国家管理による労災保険制度の一元化に反対し、自発的協同組織と国家との間の補完関係を求めている。パトロナージュ論（E.シェイソン）は、職業的リスクを大工業に固有な問題と把握し、労災問題を企業における労使関係を基礎においた雇主後援の労災補償組織によって対応すべきものと捉えた。両者の間では、「リスク」概念の射程や保険組織化の意義に見解の相違が見られたが、労災補償を相互扶助原理に基づく自律的な中間団体により解決していくという方向性で一致していた。彼らが参加した労災事故国際会議は、労災問題さらには保険制度についての包括的な議論の場となっていく。他方、同時期の労災問題への自然科学からのアプローチを代表する労働生理学は、労災問題、立法の近代化、経済近代化（機械化・時短による生産性上昇）を結びつけ、国家介入と自由主義を調和させる視点を提供し、第三共和政下の社会改革をめぐる議論の中で重みを増していた。

以上のような内容をもつ本論文の意義は、次の四点にまとめられるであろう。第一に、これまでの修正主義の立場からの研究においても軽視されてきた社会問題への対応（「福祉」）に焦点を当てることで、フランス資本主義のダイナミズムを把握する新しい視角を提供していることである。これによって、フランス資本主義発達史研究が扱うべき領域は確実に広がったと評価できる。

第二に、「産業」と「福祉」および「国家」と「産業」という視角を設定することにより、企業や国家（官僚）のみでなく、使用者団体や専門家（科学者）など様々な主体とその相互関係が、フランス経済の近代化・合理化を推し進めてきたことが浮き彫りにされることとなった。このように様々な主体とその相互関係を視野に収めた資本主義発達史の研究は、他の西洋諸国についての研究を含めても稀有であると思われる。

第三に、本論文は、企業の福利事業やその公的秩序の担い手としての役割を一世紀に及ぶ長期的なスパンで描き出している。このように「社会的経済」について、思想史や理念史にとどまらず、歴史的脈絡の中に位置づけてその実態を実証的に明らかにしている本論文は、特に 1980 年代以降、国際的にも注目されている「社会的経済」の問題に歴史的視座を与える研究であるといえる。また、そうした本論文の成果は、フランスで国家的社会保険制度導入が遅れた理由は、産業企業家がすでに 19 世紀からそれに代わる制度を実施しており、国家介入の強化に抵抗したためであったことを示唆している。

第四に、本論文は国内外のフランス経済史研究の分厚い蓄積を踏まえ、それに即した形で議論を展開しているが、そこで提起された様々な論点、例えば、産業界主導の福利事業と国家介入の関係を問うことは、英独など他の国の資本主義発達史研究に適用され、比較史研究に新たな展開をもたらすことが期待される。

もちろん、本論文に問題がないわけではない。「産業」と「福祉」との関係を問っているが、19 世紀末以降のフランス産業にとって重要な課題であった経済近代化・合理化と「福祉」との有機的な結びつきが必ずしも明確にされているわけではない。また、フランス資本主義発達史研究においては、19 世紀を通じて国家の役割が強調されてきたが、本論文では、少なくとも第三共和政以前については、こうした国家の役割が議論の中に十分に組み込まれていない。また、公的秩序の担い手としての企業が描かれるが、公的秩序の担い手としての労働組合や共済団体、さらには慈善団体の存在に注意は殆ど向けられないなど、総じて福祉の団体的性格が描かれておらず、労働者側の対応を視野に収めることが今後の大きな課題として残されている。さらに、第 1 章と第 2 章はアルザスの綿工業の事例に即して議論が組み立てられているのに対して、第 3 章以降では、第 4 章を除き、フランス全体に関わる思想・言説分析に力点が置かれており、第 1 章から第 6 章が時期的な推移に従って配置されていることとうまく噛み合っていない。総じて、それぞれ扱っている対象のフランス資本主義全体の中での位置づけがより明確にされるべきであろう。

とはいえ、本論文がフランス経済史研究に新しい史実や視角を提供し、その進展に貢献したことは間違いない。審査委員会は全員一致で、齊藤佳史氏が博士（経済学）の学位を授与されるにふさわしいという結論に達した。